

期間限定の連続広告について

新聞広告例

10月13日掲載分

〇〇株式会社が新たな健康を目指して！
日々研究を重ねています。
その研究成果が世界で高く評価されつつあります。
健康が気になるあなたのために．．．

〇〇株式会社 東京都新宿区．．．
お問い合わせ先 03-△△△△-1234

10月14日掲載分

今や健康は自己管理の時代です。
そんな時代に私たち〇〇株式会社は、「高麗ニンジン」に注目しました。
その結果、全国の研究所から「**免疫力を高める作用**」が発見されました。
健康志向のあなたのために．．．

〇〇株式会社 東京都新宿区．．．
お問い合わせ先 03-△△△△-1234

10月15日掲載分

新登場！
高麗ニンジンエキスを新製法により、カプセル化しました。
「〇〇ニンジンヘルス（商品名）」
10本入り3,000円でお宅へ直送します。

〇〇株式会社 東京都新宿区．．．
お問い合わせ先 03-△△△△-1234

解説（新聞広告）

広告例の太字部分が医薬品医療機器等法上の違反字句です。

上の例は、新聞等で〇〇株式会社が3日間連続して掲載した広告の例です。
それぞれ独立した広告と見なすと医薬品医療機器等法違反とは言えませんが、全体で1つの広告として見ると、医薬品医療機器等法違反となります。
このような広告を掲載することはできません。
広告の読み手からすれば、免疫力が高まる健康食品であるかのような誤解をあたえることとなります。